

大阪市港区地域福祉計画（平成25年3月策定）の改定について

【改定の背景】

1. 「大阪市港区将来ビジョン」（平成25年3月策定）の改正
2. 地域福祉に関連する新たな法律の施行、改正
 - ・障害者総合支援法 施行（平成25年4月）
 - ・子ども・子育て支援法 施行（平成26年10月）
 - ・生活困窮者自立支援法 施行（平成27年4月）
 - ・地域包括ケアシステムの構築
 - ・介護保険法 改正施行（平成27年4月）
新しい総合事業の実施
3. 地域福祉を取り巻く環境の変化

【改定の方針】

1. 「大阪市港区将来ビジョン」の改定内容を踏まえた改定
2. 法律の施行・改正及び制度の改正に伴う改定
3. 計画の進捗状況及び地域福祉の課題を踏まえた改定

【主な改定内容】

1. 計画期間、計画目標等
2. 法律の施行・改正等に伴う新規事業について追加
 - ・生活困窮者自立支援事業の実施、新しい総合事業の実施、地域包括ケアシステムの構築など、法律や制度の改正に伴う取り組みを追記
3. 計画の進捗及び地域福祉の課題を踏まえた取り組みの改正

高齢化の進展や少子化と子育て家庭の福祉的課題、障害者の自立支援など、地域福祉の課題を踏まえて、各施策の具体的取り組みについて見直し、必要に応じて改正する。

 - ・地域における見守りネットワークの強化
 - ・認知症対策の充実・強化
 - ・障がい者相談支援機関の充実
 - ・健康づくり、介護予防の充実
 - ・専門的相談機能の充実
 - ・虐待・DV 防止施策の推進 等
4. その他
 - ・わかりにくい表記を改正
 - ・重複して記載している箇所を整理する
 - ・具体的な取り組みについて、主体をわかりやすくするため、「共助」と「公助」に整理して記載する